

小松市役所地球温暖化対策実行計画

小 松 市



目 次



1. 基本的な考え方	2
2. 計画期間と全体目標	3
3. 実施内容①	4
4. 実施内容②・③	5
5. 推進体制	6
6. 省エネ法に基づく取組事項	7

小松市役所地球温暖化対策実行計画

本計画は、世界共通の目標「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の達成や政府の「2050（令和32）年カーボンニュートラル」の実現など社会情勢の変化などを踏まえ、市の事務及び事業に伴い排出されるCO₂を削減するため、必要な措置を実施することにより、地球温暖化対策を推進します。



〔これまでの環境マネジメント〕

小松市では2005（平成17）年12月に市役所本庁舎及びこまつドームについてISO14001認証を取得し、2010（平成22）年11月まで環境負荷の低減に取り組んできました。

2010（平成22）年11月からは小松市独自のシステム「小松市役所環境マネジメントシステム（KEMS）」として運用し、温室効果ガスの低減に取り組んできた結果、電気使用量では2020（令和2）年度までに2009（平成21）年度比で21.4%削減、紙資源ではコピー機カウンター使用量で同じく57.3%削減、燃料（ガソリン・軽油）では同じく27.7%削減しました。

〔これからの地球温暖化対策〕

COP21で採択されたパリ協定や2015（平成27）年に2030年への世界共通の目標「SDGs」採択などにより気候変動への対応や脱炭素化の動きが世界的に広まっています。

このような中、政府は令和2年10月の所信表明演説において、温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを2050（令和32）年までに達成する方針を表明しました。

本市（市役所）としても、地域社会を構成する一員として、未来の世代に良好な環境を残すため、CO₂の排出を削減し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会形成を推進していくことが必要です。

本計画では、2030（令和12）年度まで2013（平成25）年度比にCO₂排出量を35%削減することを目標に掲げています。目標達成に向けて、クリーンエネルギーやデジタル技術の活用、積極的な業務改善などにより地球温暖化対策に取り組みます。

計画期間

2021（令和3）～2030（令和12）年度の10年間

※前期（2021～2025）、後期（2026～2030）の各5年間

計画期間は、「SDGs」や「国の地球温暖化対策計画」、「第3次こまつ環境プラン」の目標年となる2030年までの10年間とします。

中間年となる2025年までを前期として、中間目標の設定を行います。

全体目標

「温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標」及び「エネルギー使用量の削減目標」を設定

基準年度は、国の地球温暖化対策計画の基準年度となる2013（平成25）年度とします。

		平成25年 2013年 (基準年)	令和2年 2020年 (直近実績)	令和7年 2025年 (前期目標)	令和12年 2030年 (後期目標)
CO ₂ 排出量(全体) (t-CO ₂)		25,482	18,393 27.8%削減	29%削減	35%削減
エネルギー使用量	電気 (Mwh)	33,386	27,721 17.0%削減	30%削減	38%削減
	ガソリン・軽油 (kl)	161	157 2.5%削減		
	灯油 (kl)	204	185 9.3%削減		
	ガス (km ³)	1,281	1,202 6.2%削減		
	重油 (kl)	213	50 76.5%削減	70%削減	80%削減

	基準値	直近実績	前期目標	後期目標
コピー用紙購入量 (万枚)	1,081	1,150	7.5%削減	15%削減

実施内容①

クリーンエネルギーの活用・省エネルギーの徹底

温室効果ガス（CO₂）排出量の多くを占めるエネルギー起源のCO₂削減と再生エネルギーへの転換は重要なテーマです。自動車の燃費や設備の省エネルギー水準が向上している中、電気などを動力源とする次世代自動車やガス等を効率的に利用するコーチェネレーションの導入拡大を図っていきます。

取組

①公用車の次世代自動車への転換【管財総務課】

一般車両（特殊車両除く）の計画的なEV・PHV・HV等への更新を推進



②公共施設の省エネと再生エネルギーの導入【各施設管理担当課・環境推進課】

公共施設の新設や大規模改修時に、省エネ型建築・設備や太陽光などの再生エネルギーの導入促進

③省エネルギー診断を実施【各施設管理担当課・環境推進課】

公共施設に省エネルギー診断を実施し、最適な稼働方法や最新機器への更新を促進

④エコロジーパークこまつの発電エネルギーの地産地消の取組【環境推進課】

エコロジーパークこまつの発電エネルギーを他の公共施設へ供給し地産地消を推進



実施内容②

ペーパーレス化による省エネの推進

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図るとともに、市民の手続きの利便性の向上を目指します。電子化により紙のコスト削減やエネルギー消費の削減につなげていきます。

取組

①市民事業者の行政手続きや市役所内文書の電子化【ICT改革課・会計課】

市民・事業者向けの電子申請・届出手続きの電子化拡大、市役所内の文書・伝票の電子化の推進

②会議等の電子化【ICT改革課・環境推進課】

各種審議会のオンライン化、ペーパーレス化の促進



pixta.jp - 10767463

実施内容③

省エネに向けた研鑽・意識啓発

省エネ意識と行動を高めていくため研修を定期的に実施していきます。

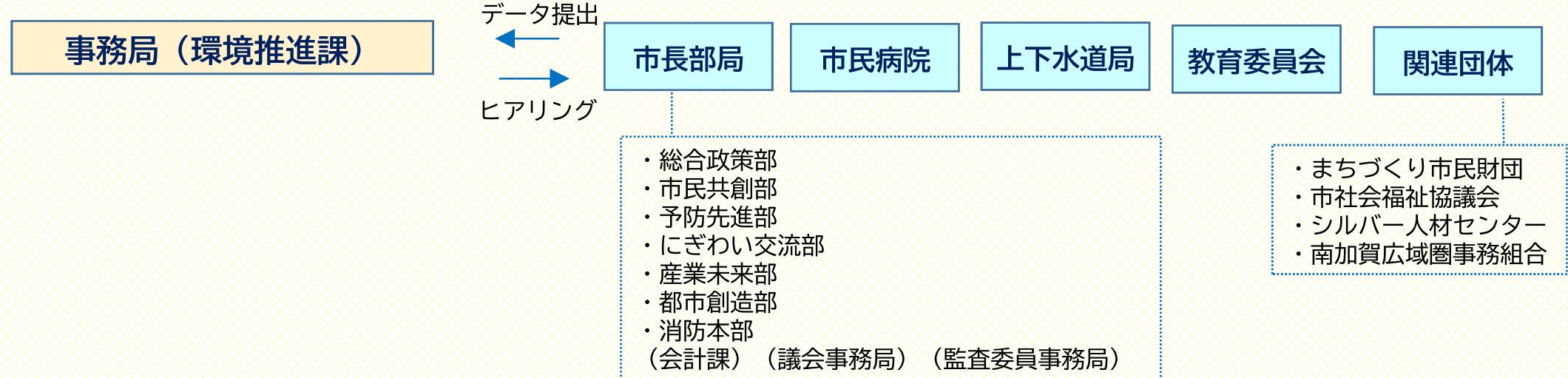
取組

①省エネ研修の実施【環境推進課・技術監理センター】

各所属の省エネ推進員などに省エネルギー研修を実施し、知識習得や意識啓発の促進

推進体制

各課の推進員が毎月調査表に、エネルギー使用量のデータ入力を行い、事務局においてとりまとめ、年2回報告します。報告内容に基づき各部局へのヒアリングを実施します。



調査対象項目

- ・電気使用量（月単位）
- ・燃料（ガソリン・軽油、灯油、ガス、重油）使用量（月単位）
- ・コピー用紙購入量（年単位）

省エネ法に基づく取組事項

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」）に基づき、年度のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500㎘以上である事業者は、エネルギー管理統括者等を選任し、毎年度、国に「定期報告書（エネルギーの使用状況等）」及び「中長期計画書（中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減）」を提出する義務があります。

対象となるエネルギーは、燃料（ガソリン、重油、灯油、軽油、ガス等）及び石油などの燃料を起源とする電気です。

小松市では、事業者（市長部局、教育委員会）単位で、以下のとおりとなります。

報告書等の提出

	市長部局	市民病院	上下水道局	教育委員会
定期報告書の提出	○	(市長部局に含む)	(市長部局に含む)	○
中長期計画書の提出	○	(市長部局に含む)	(市長部局に含む)	○

エネルギー管理統括者等の選任

	市長部局	市民病院	上下水道局	教育委員会
エネルギー管理統括者	○ (産業未来部長)			○ (教育次長)
エネルギー管理企画推進者	○※ (環境推進課長) (管財総務課長)		○ 料金業務課長	○※ (教育庶務課長)
エネルギー管理員		○※ (任意)		

※印 選任・資格要件：エネルギー管理講習修了者

発行 令和3年6月 小松市役所環境推進課
eco@city.komatsu.lg.jp

